

令和5年議案第2号

愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和5年2月20日提出

愛北広域事務組合

管理者 扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

この案を提出するのは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、制定する必要があるからであります。

## 愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定する条例

愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように制定する。

(準用規定)

第1条 愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例については、江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号。以下「江南市条例」という。）の規定を準用する。

(読替規定)

第2条 前条の規定による江南市条例の読替えは、次のとおりとする。

- (1) 江南市条例中「市の機関」とあるのは「組合の機関」と読替える。
- (2) 江南市条例第2条第1項中「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長」とあるのは「管理者及び監査委員」と読替える。
- (3) 江南市条例第4条中「江南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）」とあるのは「愛北広域事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第〇号）」と読替える。
- (4) 江南市条例第5条中「江南市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第27号）」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年条例第〇号）」と、「江南市情報公開・個人情報保護審査会」とあるのは「愛北広域事務組合情報公開・個人情報保護審査会」と読替える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。